

推進交付金に係る業務方法書

平成26年4月1日制定
平成26年7月28日改正
平成27年1月28日改正
平成27年6月25日改正
愛知県農地水多面的機能推進協議会

第1章 総 則

(目的)

第1条 本業務方法書は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及び多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、愛知県農地水多面的機能推進協議会(以下「推進協議会」という。)が行う推進交付金に係る事業(以下「本事業」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 推進協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領及び多面的機能支払事業補助金の交付決定に当たって愛知県知事から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付金を安全に管理しつつ、実施要綱別紙3の第1による業務並びに愛知県が策定した要綱基本方針6の(2)の に示された業務(以下「推進業務」という。)を適正かつ効率的に実施し運営しなければならない。

第2章 事業の実施

(交付金の管理)

第3条 推進協議会は、国の推進交付金の交付を受け、多面的機能支払推進交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を適格に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

なお、国の推進交付金は、愛知県土地改良事業等補助金交付要綱に基づき申請するものとする。

- 2 多面的機能支払推進交付金は、国100%とする。
- 3 推進協議会は、推進業務に要する経費を多面的機能支払推進交付金会計から支出するものとする。また、多面的機能支払推進交付金会計の交付金を当該用途以外の用途に使用してはならない。
- 4 推進協議会は、第1項の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- 5 推進協議会は、前項の交付金の運用により生じた運用益を推進交付金会計に繰り入れるものとする。

(推進交付金に係る実施手続)

第4条 推進交付金の交付を受けようとする推進協議会長は、実施要綱別紙3第2の4の

(3)により、推進組織推進事業実施計画を、推進協議会総会の承認後速やかに愛知県知事に提出するものとする。

(推進交付金に係る業務の委託)

第5条 推進協議会は、推進交付金により推進協議会が行う業務の一部を、推進交付金の一部をもって愛知県土地改良事業団体連合会に委託するものとする。

第3章 報 告

(実施状況の報告)

第6条 推進協議会長は、毎年度、実施要綱別紙3第4の3により推進交付金の推進事業実績報告書を作成し、4月末日までに愛知県知事に提出するものとする。

附 則

1 この業務方法書は、平成26年4月1日から施行する。

2 この業務方法書は、議決の日から施行し平成27年4月1日から適用する。